

前橋クリエイティブシティ
県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ 第2回審査委員会
議事要旨

日時：令和6年10月4日（金） 17：00～20：00
場所：群馬県庁29階 第1特別会議室

1. 開会
2. 議事

(1)実施要綱の一部改正について

【改正内容】

●競技名称の改正

- ・改正前：県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想 国際デザインコンペ
- ・改正後：前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ

●第1条第1項一部改正

- ・改正前：世界に誇れる構想デザイン
- ・改正後：世界に誇れる空間デザイン

●第7条第1項

- ・改正前：提出された作品について、審査委員会において審査し、1位、次点、入選を決定する。
- ・改正後：提出された作品について、審査委員会において審査し、最優秀作品、次点、入選を決定する。

⇒上記一部改正について、審査委員一同承認

(2)審査委員会設置運営要領の一部改正について

●競技名称の改正

- ・改正前：県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想 国際デザインコンペ
- ・改正後：前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ

●第4条第1項別表の改正

●第6条第5項の削除

A 委員：第3条（2）の記載が、実施要綱と設置運営要領に齟齬がある。

B 委員：実施要綱に記載されている「最優秀作品・次点・入選を決定する」に表記をそろえた方がいい。

事務局：設置運営要領を実施要綱の記載に合わせ、「最優秀作品・次点・入選を決定する」

に修正する。

⇒上記修正を行うことを条件に、一部改正について、審査委員一同承認

(3)募集要項（案）について

募集要項（案）について審議

●応募の条件

- ・必要な申請などについて、海外の企業も含め、全ての方に分かるように情報発信すること。

●デザインコンペ後の取扱い

- ・設計計画の円滑な進行を担保するような表現を追記した方がいい。

●主催者における提出物の無償目的使用

- ・提出物の無償目的使用に関する表記の一部に誤解を招く表現を見直すこと。

●スケジュール

- ・1次審査まで期間及び2次審査までの期間が短いので、なるべく長く取れるように日程調整すること。

●成果物の提出方法

- ・郵送による提出ではなく、オンラインにより提出できるようにすること。

●審査方法

- ・1次審査、2次審査の提出物にQRコードなどによる映像など視聴は規制するとともに、審査対象外とする旨を追記すること。

●公開プレゼンテーション

- ・対面でのプレゼンテーションを原則とし、代表者などが現地において、一部の方がオンラインで説明することは認めることとする。（全員がオンラインは不可）

⇒上記の修正について、後日委員長・副委員長で確認することを条件に、審査委員一同承認

(4)審査要領（案）について

審査要領（案）について審議

- ・募集要項と審査要領に齟齬が生じている箇所があるため、確認すること。

⇒上記の修正について、後日委員長・副委員長で確認することを条件に、審査委員一同承認

3. その他

- ・第3回、第4回審査委員会の開催日程について調整
- ・応募にあたり必要な申請の手続きを早めに周知するため、開催趣旨、応募資格などを記載した募集要項（概要版）の公告前の公表について、審査委員一同承認

以上